

平成28年度第1回契約監視委員会議事要旨

1. 日 時:平成28年9月8日(金)10:00~12:15
2. 場 所:JAXA東京事務所 地下階 B101、B102、B103 会議室
3. 出席者:大木委員長、大久保委員、堀田委員、高橋委員、大矢委員
(長沢委員は欠席)
4. 審議概要:
 - (1)平成27年度第4回契約監視委員会のフォローアップ
事務局より、平成27年度第4回契約監視委員会議事要旨(案)について報告し、了承された。
 - (2)平成27年度国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 契約監視委員会活動のまとめ(案)の報告
事務局より、平成27年度 契約監視委員会活動のまとめ(案)について報告し、了承された。
 - (3)関係法人の会社概要について
事務局及び契約部より、平成27年第4回度契約監視委員会でのアクションアイテムである関係法人の会社概要について、機構との関係(取引額、売上高に占める割合、機構の出身者)、主な業務等について報告し、了承された。
 - (4)調達等合理化計画のフォローアップ
契約部から、調達等合理化計画に基づく第1四半期分の契約実績について説明があった。
なお、委員から、一者応札の中で履行可能な業者が事実上限定されている案件を無理に入札せず随意契約とできるよう平成26年度に規程等を改正したことについて、平成27年度は随意契約は増えたが一者応札は減ったところ、平成28年度第1四半期は随意契約とともに一者応札も増えており、データだけを見ると安易な運用と懸念されかねないことから、今一度規程等の運用について、随意契約の審査も精査しながら契約を実施するよう意見があった。
 - (5)平成28年度第1四半期に新規に締結した契約の点検
平成28年度第1四半期に新規に締結した随意契約及び一者応札・応募案件

並びに2か年度連続して一者応札・応募となった案件について、契約金額が大きいもの及び一般的な機器や作業の調達である案件について選定し、契約の妥当性等の点検が行われたが、特に問題となる契約はなかった。(別紙のとおり)

なお、一者応札・応募案件として対象となった企画競争(別紙の③)は、公募により研究内容など提案された企画の中から採択されたものを選定し、提案の企画が選定された後の契約手続きでは応募が一者しかない一者応札の扱いとされているもので、実質的な競争は働いているため、取扱いについて、次回の委員会で報告することとなった。

また、一者応札・応募の契約案件の一つ(別紙の⑤)について、前回26～27年度の契約金額と今回28～29年度の契約金額の差が大きいため、要因や項目等金額差について、次回の委員会で報告することとなった。

(6)その他

次回の第2回契約監視委員会は、12月19日に開催することとした。

以上

第1回 平成28年9月8日

| | | | |
|------------|------|------|---|
| 競争性のない随意契約 | | 2件 | ①平成28年度 対NASA国際IP回線の調達 ②平成28年度 スペースデブリ等の観測 |
| 企画競争 | | 1件 | ③小型JASMINE実現へ向けてのシステム 検討 |
| 公募 | | 0件 | |
| 競争 入札 | 一般競争 | 価格評価 | 1件 ④平成28年度 宇宙食及び生活用品の搭載 準備支援 |
| | | 総合評価 | 2件 ⑤平成28～29年度 地球観測衛星を用いた 防災業務支援(防災利用実証実験) ⑥平成28～29年度 航空技術部門広報誌 制作及びウェブサイト運用等広報業務支援 |
| | 指名競争 | 価格競争 | 0件 |
| | | 総合評価 | 0件 |

主な質疑は以下のとおり。

①平成28年度 対NASA国際IP回線の調達[随意契約]

本件はJEM、HTV等の運用管制業務で使用している国際IP回線の調達であるが、NASAと回線に関する調整に時間を要し、新規回線への切り替えを平成28年4月から7月へ4か月間延長することとなった。現行回線の利用を延長する場合の費用が新規回線敷設する場合より著しく安価で調達できることから、「著しく有利な価格をもって契約をすることができる見込みがあるとき(契約事務実施要領第69条第1項(タ))」を適用して随意契約としたものであり、随意契約としたことにつき、問題ないことが確認された。なお、委員からNASAとの仕様調整等の不調により今回の契約が既存の回線を延長して調達を行うのであれば、当該根拠条項を適用することには違和感があり他の条項を適用すべきではないかとの意見があった。

②平成28年度 スペースデブリ等の観測[随意契約]

本件は観測設備を有している者との契約であることが説明され、「人工衛星、ロケット等の飛翔体、航空機等又はこれらに係る設備の製造設備、製造技術又は運用技術等を必要とする契約であって、当該設備又は技術を有する者が一に限定される時(契約事務実施要領第69条第1項(ウ))」を適用し、随意契約としたことにつき、問題がないことが確認された。委員から、スペースデブリとは衛星等の使い

終わったものを指すが「飛翔体、航空機等」で読んでいるのか、又、本業務は観測であり製造技術又は運用技術とは異なるのではないかと質問が有り、当該根拠条項では宇宙に係る事業で設備、技術を有するものが一に限定されている場合に適用していることが説明された。

③小型JASMINE実現へ向けてのシステム検討[一者応札・企画競争]

一者応札となった事由として、小型近赤外線位置天文衛星計画の実現に向けて共同研究内容を公募により募集し、外部有識者によって選定する企画競争であり、提案された企画の中から一番良いものを選定しているが、提案が選定された後の契約手続きでは競争相手が一者しか存在しないことから一者応札とカウントしていることが説明され、当該契約に関しては問題ないことが確認された。

なお委員からの指摘により、「共同研究を実施するにあたり、成果の最大化の観点から部門等会議等において特定の契約の相手方が承認されているとき(契約事務実施要領第69条第1項(ウ))」による随意契約の考え方や、複数者からの提案による企画競争の結果が一者応札と整理していることの取扱いを検討し、次回の委員会で報告することとされた。

④平成28年度 宇宙食及び生活用品の搭載準備支援[一者応札・価格評価方式]

一者応札となった事由として、過去に仕様書を受領したが応札しなかった複数の企業からの聞き取り結果が示され、本業以外に人を割くことが難しいことや、国際的に取り決めている文書類の理解が必要など本業から大きく離れた専門性を有することなどが理由であるとの考察とともに、今後は専門用語を控えるよう仕様書の見直しや、入札に参加の可能性がある者に対して積極的に声掛けを行っていくなど説明され、問題ないことが確認された。

⑤平成28～29年度 地球観測衛星を用いた防災業務支援(防災利用実証実験)

[一者応札・総合評価方式]

一者応札となった事由として、仕様書を受領したが応札しなかった企業からの聞き取り結果が示され、災害発生時の夜間・休日を含めた緊急観測対応に関しマンパワー不足やコスト高にあることなどが理由であるとの考察とともに、今後は参加者確認公募等の調達方式も検討するなど説明され、問題ないことが確認された。

なお、委員から、平成26～27年度に本契約と同種の契約を実施しているが、本契約の契約額はそれより大幅に増えており、その金額差について質問が有り、緊急対応等の仕様の違いであると説明された。平成26～27年度の契約と比較・分析し、その結果を、次回の委員会で報告することとされた。

⑥平成28～29年度 航空技術部門広報誌制作及びウェブサイト運用等広報業務
支援[一者応札・総合評価方式]

一者応札となった事由として、仕様書を受領したが応札しなかった企業からの聞き取り結果として、ウェブサイトの運用業務のために機構に常駐者を求めていることが示された。機構から特定の業者しか出来ない特殊な仕様内容はなく、前回及び前々回の同種契約の調達では入札に複数者が応札していることなど説明され、本契約については問題がないことが確認された。

なお、委員からITの活用等により、常駐の必要性は薄れているのではないかとの指摘があり、本業務における作業者の常駐の在り方について検討することとなった。

以上

